

佐賀県告示第89号

特定猟具使用禁止区域の指定（平成24年佐賀県告示第287号）の一部を次のように改正し、令和元年11月1日から施行する。

令和元年10月11日

佐賀県知事 山 口 祥 義

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>その(3)</p> <p>1 略</p> <p>2 区域</p> <p>伊万里市山代町楠久の国道204号と県道5号伊万里松浦線との交点を起点とし、起点から対岸北東の同市瀬戸町中通の市道瀬戸・筑港線と市道脇田・筑港線との交点を直線で結んだ線に沿って進み同交点に至り、市道瀬戸・筑港線を東へ進み国道204号との交点に至り、同国道を南東へ進み市道川北17号線との交点に至り、同市道を東へ進み市道脇田1号線との交点に至り、同市道を東へ進み県道321号黒川松島線との交点に至り、同県道を南へ進み市道平尾・脇田線との交点に至り、同市道を南へ進み市道脇田2号線との交点に至り、同市道を東へ進み市道栄町15号線との交点に至り、同市道を南へ進み市道栄町10号線との交点に至り、同市道を東へ進み市道栄町21号線との交点に至り、同市道を南東へ進み農道に至り、同農道を南東へ進み市道白野1号線に至り、同市道を南へ進み市道白野・柳井町線に至り、同市道を南へ進み国道202号との交点に至り、<u>同国道を南西へ進み国道498号との交点に至り、</u>同国道を南東へ進み県道239号上伊万里停車場線との交点に至り、同県道を南へ進み市道上伊万里・平尾線との交点に至り、同市道を南東へ進み県道26号伊万里山内線との交点に至り、同県道を西へ進み市道窯業団地線との交点に至り、同市道を南西へ進み市道平尾・脇田線との交点に至り、同市道を西へ進み市道立花台・富士町線との交点に至</p>	<p>その(3)</p> <p>1 略</p> <p>2 区域</p> <p>伊万里市山代町楠久の国道204号と県道5号伊万里松浦線との交点を起点とし、起点から対岸北東の同市瀬戸町中通の市道瀬戸・築港線と市道脇田・築港線との交点を直線で結んだ線に沿って進み同交点に至り、市道瀬戸・築港線を東へ進み国道204号との交点に至り、<u>同国道を北へ進み市道松島・瀬戸線との交点に至り、</u>同市道を南東へ進み国道204号線との交点に至り、<u>同国道を南東へ進み県道321号線黒川松島線との交点に至り、</u>同県道を南東へ進み市道川北17号線との交点に至り、同市道を東へ進み市道脇田1号線との交点に至り、同市道を東へ進み県道321号黒川松島線との交点に至り、同県道を南へ進み市道平尾・脇田線との交点に至り、同市道を南へ進み市道脇田2号線との交点に至り、<u>同市道を東へ進み市道大坪・松島線との交点に至り、</u>同市道を東へ進み市道栄町15号線との交点に至り、同市道を南へ進み市道栄町10号線との交点に至り、同市道を南東へ進み市道栄町21号線との交点に至り、同市道を南東へ進み農道に至り、同農道を南東へ進み市道白野1号線に至り、<u>同市道を南へ進み岩栗・白野線との交点に至り、</u>同市道を南東へ進み市道白野・柳井町線に至り、同市道を北東へ進み国道202号との交点に至り、同国道を南西へ進み県道239号上伊万里停車場線との交点に至り、同県道を南へ進み市道上伊万里・平尾線との交点に至</p>

改正前	改正後
<p>り、同市道を西へ進み市道金谷・吉田線との交点に至り、同市道を南へ進み市道川東・富士町線との交点に至り、同市道を北西へ進み国道202号との交点に至り、同国道を南西へ進み松浦鉄道との交点に至り、同鉄道を南西へ進み伊万里市と有田町との境界線に至り、<u>同境界線を西へ進み国道204号との交点に至り</u>、同国道を北へ進み起点に至る線で囲まれた区域</p> <p>3・4 略</p>	<p>至り、同市道を南東へ進み県道26号伊万里山内線との交点に至り、同県道を西へ進み市道窯業団地線との交点に至り、同市道を南西へ進み市道平尾・脇田線との交点に至り、同市道を西へ進み市道立花台・富士町線との交点に至り、同市道を西へ進み市道金谷・吉田線との交点に至り、同市道を南へ進み市道川東・富士町線との交点に至り、同市道を北西へ進み国道202号との交点に至り、同国道を南西へ進み松浦鉄道との交点に至り、同鉄道を南西へ進み伊万里市と有田町との境界線に至り、<u>同境界線を西へ進み国道202号との交点に至り</u>、<u>同国道を北へ進み国道204号との交点に至り</u>、同国道を北へ進み起点に至る線で囲まれた区域</p> <p>3・4 略</p>